

石川県内水面漁場計画について

令和4年9月30日

石川県水産課

1. 漁場計画件数

	現行	新規	今回	増減
共同漁業権	24	—	23	△1※
区画漁業権	1	—	1	0
合計	25	—	24	△1

→※1漁協で組合解散に伴い減少するもの。

2. 漁場区域及び漁業時期 変更なし

3. 魚種変更

町野川：こいの削除

4. 存続期間（漁業法第75条）

共同漁業権は10年（免許の日から令和14年12月31日まで）

区画漁業権は5年（免許の日から令和9年12月31日まで）

5. 免許予定日

令和5年1月1日

6. 類似漁業権※以外の漁業権

なし（2. のとおり現行どおり変更なし）

※漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期が現行漁場計画の漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権

（参考1）

漁場計画案の委員会への諮問の前に、改正漁業法に基づく新たな手続きとして、利害関係人への意見聴取を行った結果、意見なし（漁業法第64条第1項）

（参考2）スケジュール

- ・8/30 漁場計画案の委員会への諮問
- ・9/8 公聴会の開催（県庁11階 1105会議室）
- ・9/27 漁場計画案の答申
- ・9/30 漁場計画の決定・公示
- ・10月上旬 漁業権免許等事務説明会
- ・10月下旬 漁業権免許、行使規則及び遊漁規則申請書提出
- ・11月下旬 免許申請者の適格性及び遊漁規則の審査、結果の委員会への諮問・答申
- ・12月下旬 漁業免許人の告示

・1月1日 免許